

長崎県消費者被害防止ネットワーク情報

警戒情報

佐世保市消費生活センターからの情報です。

配信日 平成24年2月8日

新手の架空請求にご注意！ (罪状認否通知書)

〈事例〉

先日、「罪状認否通知書」というものが送られてきた（通知書の内容は別紙のとおり）。「わいせつDVDを販売していた通信販売会社が検挙され、購入履歴のある貴方が刑事告訴されますので、至急連絡を。」といった内容のようだが私は全く身に覚えがない。

どのように対応すればよいだろうか。（60歳代 男性）

★消費生活センターからのアドバイス

- 1 相談者は身に覚えがなく架空請求と思われます。利用した覚えがない場合は無視をしてください。
- 2 連絡すると個人情報聞き出されたり、「訴訟を止めるためにはお金が必要」とさまざまな名目でお金を要求される恐れがあります。絶対に連絡しないようにしましょう。
- 3 今後も弁護士名、法律事務所名、通信販売業社名、住所、連絡先などを少しずつ変えて、同様の文書を送りつけてくる可能性があります。
- 4 長崎県消費生活センターでも同様の相談があります。ご注意ください。
※おかしいと思ったときは、すぐに最寄りの消費生活センター、または市町相談窓口にご相談ください。



★おかしいと思ったら一人で悩まず早めに相談を

長崎県消費生活センター 095-824-0999

[相談受付時間] 平日(月曜日～金曜日)…午前9時～午後5時

(12時～13時を除く)

相談：市町の相談窓口や最寄りの警察署

長崎市消費者センター

(095-829-1234)

佐世保市消費生活センター

(0956-22-2591)

諫早市消費生活センター

(0957-22-3113)

大村市消費生活センター

(0957-52-9999)

五島市消費生活センター

(0959-72-6144)

雲仙市消費生活センター

(0957-38-7830)

島原市消費生活センター

(0957-62-9100)

南島原市消費生活センター

(0957-82-3010)

他各市町相談窓口

罪状認否通知書の内容

事件番号 平成 23 年（は）第〇〇〇〇号

この度は、通信販売会社である（株）〇〇〇〇（被告）がわいせつ DVD（無修正）を販売し、刑法第 175 条、わいせつ図画販売、同販売目的所持違反。
（2 年以下の懲役、又は、250 万円以下の罰金若しくは科料）

上記に当てはまることから、
平成 23 年 10 月〇〇日付けで（株）〇〇〇〇が警視庁に検挙されました。

後日、家宅捜索が行われ、その結果、
貴殿が以前（株）〇〇〇〇から通信販売にて違法である「わいせつ DVD（無修正）」の販売を受けていたことが判明いたしました。

これは（刑法第 60 条共犯規定）に当てはまることから貴殿が刑事責任を負わなければならないことを通知書とし、通知します。

なお、詳しい内容のお問い合わせは〇〇総合法律事務所までご連絡ください。

裁判執行予定日 平成 24 年 1 月〇〇日

〇〇総合法律事務所

住所 〇〇県〇〇市・・・・

TEL 〇〇〇-〇〇〇-〇〇〇〇

代表弁護士 〇〇 〇〇